

6月3日～6月9日は  
「危険物安全週間」です。

危険物安全推進標語  
「この一球 届け無事故へ みんなの願い」



## 「危険物」とは？

消防法で定められているもので、一般的に火災発生の危険が大きい、火災拡大の危険性が大きい、消火が難しい性質を持った物品をいいます。

私たちの生活に身近なものでは、ガソリン、灯油、油性塗料等があります。みなさんで確認しましょう。



灯油ホームタンク

- にじみや漏れはないか
- 地盤のゆるみにより不安定になっていないか
- 家屋又は床下で油臭がしないか
- ストレーナーカップが劣化していないか

携行缶

- 高温多湿の場所での保管は避ける
- 火気のある場所では使用しない
- フタを開ける前にエア抜きをする



ポリエチレン製のタンクでのガソリンの保管はできません！！火災が発生する可能性があり大変危険です。

## 火災・救急・救助は119番



☆訓子府消防の一般電話に掛けてしまうと、出動隊員が受付をしてから準備をする為、出動が遅くなってしまいます。緊急時の際は必ず119番通報をしてください。